

## 序 説

### 一 工業所有権法の意義

工業所有権法とは、工業所有権を規律する法律の総称であり、通常、特許法、実用新案法、意匠法、商標法の四法を指す。民法、商法等のごとく「工業所有権法」という名称の単独法律があるわけではない。ここにいう工業所有権という語は、特許権等の国際的保護について取決めをした条約の名称が工業所有権の保護に関するパリ条約（正式の名称はもつと長い）というものであることにもとづくが、同条約の第一条第二項は「工業所有権の保護は特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名及び不正競争の防止に関するものとする。」と規定しているところから、工業所有権法という概念の中には商号について規律している商法の一部や、不正競争の防止を目的とする不正競争防止法も含まれるという意見もあるが、通常は先に述べたように特許法、実用新案法、意匠法、商標法の四法に限定して解している。

また、「工業所有権」という語は、特許法第二九条の説明においても述べているように、フランス語の *propriété industrielle* を訳したものであるが、末弘厳太郎博士はこの点について「誤訳に近い不適訳だ」といつている。すなわち、工業所有権の保護に関するパリ条約は、その第一条第三項において「工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品（例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉）についても用いられる。」と規定していることなどを勘案して産業的財産権とも訳すべきであつたといわれるのである。

序 説

## 説序

なお、平成一四年、政府の知的財産戦略会議において「知的財産戦略大綱」が決定され、従来の「工業所有権」という用語に替えて「産業財産」「産業財産権」を使用することが謳われている。しかしながら、現行の工業所有権法の条文においては、「産業財産権」は使用されておらず「工業所有権」が用いられていることから、法令での整合を図るため、本逐条解説においては、「工業所有権」を用いることとした。

## 二 我が国における工業所有権法の歴史

ここでは諸外国における工業所有権法の歴史のことは略し、我が国における工業所有権法の歴史について簡単に述べてみよう。

(1) 専売略規則 我が国において初めて制定された工業所有権法はこの専売略規則である。明治四年太政官布告第一七五号をもつて発布されたものである。ところが、この専売略規則は発布されたものの施行されないままに廃止されてしまった。その理由としては「さてこれを実施する段となつて、発明の審査に当るものがない。やむなく多数の外国人を雇はねばならない。さうすれば費用も沢山かかる。その割合にはろくな発明も出来ないといふので、五年三月二十五日の布告第五号をもつてその実施を中止することになつた。」といわれている（高橋是清自伝）。

(2) 明治一七年の商標条例および明治一八年の専売特許条例わが国において最も早く施行された工業所有権法は、商標関係のものであつて特許関係のものではない。すなわち、明治一七年の商標条例がそのはじめであり、専売特許条例は翌一八年に制定施行された。この商標条例の制定に關し興味あることは、その制定について意見を求められていた東京商業会議所が商標と暖簾とを混同し「暖簾というものは永く忠勤した番頭にその主家から分け与えるものだ。それを登録して登録者の専有物として一切他人が使えぬようにすることはわが国の商慣習にもとる」というような理由から当初反対意見を出したことである。また専売特許条例の制定について興味あることは、その制定について審議し

た元老院においては現実に公布施行された専売特許条例のほかに箕作麟祥の立案したフランス式の無審査制度の案が検討されたということである。

(3) 明治二十一年法 この改正は、当時の専売特許所長高橋是清が海外の工業所有権制度を調査してきた結果にもとづいて立案されたものであるということが出来る。その内容も従来のものに比し画期的なものである。特許制度についていえば、先発明者主義を採用し、特許出願は審査官をして審査せしむべきことを明定し、さらには拒絶査定に不服のある者は再審査を請求することができることとした。また、商標法については、商標権の効力は指定商品及びこれに類似する商品にのみ及ぶこととし、願書は直接農商務大臣に提出することとし（従来は地方庁を経由していた）、あるいは審査、査定、審判に関する事項は特許条例を準用することとしたことなどである。なお、この明治二十一年の改正の際に我が国において初めて意匠法の前身である意匠条例が施行されたのである。

(4) 明治三十二年法 この改正は、主として工業所有権保護同盟条約に加入したことに伴うものである。この工業所有権保護同盟条約への加入は、明治二〇年代の条約改正問題の一環として欧米諸国と締結した条約において約束していたものである。なお、この改正によつて工業所有権関係の法令の名称は特許法、意匠法、商標法と呼ばれるようになり現在に至つているのである。

(5) 明治四十二年法 先に行なわれた明治三十二年の改正が条約加入のために早急になされたものであり十分な検討をなす余裕がなかつたこと、および、その後の社会的経済的事情の変化等を考慮して、明治四十二年に新工業所有権法が公布された。なお、これより先、明治三十八年に実用新案法が公布されており、明治四十二年の改正は、特許法、意匠法、商標法のほかにこの実用新案法の改正も併せて行なわれた。

序 説

(6) 大正一〇年法 昭和三五年三月まで約四〇年間にわたつて施行されていた工業所有権法がこの大正一〇年法である。主として第一次世界大戦後の我が国の社会的経済的事情を反映して立案されたものであるが、純法律的にみても

説  
きわめて精微なものとなつた。すなわち、先発明主義にかえて先願主義を採用したこと、特許と実用新案との区別を明確にしたこと、出願公告制度及び拒絶理由通知制度を採用したこと等がその主たる改正点である。

### 序 三 現行工業所有権法の制定

第三一回国会において現行工業所有権法が制定され、昭和三五年四月一日から施行された。これによつて大正一一年以来約四〇年間にわたつて施行されてきた旧法は同年四月一日をもつて廃止されることになつた。

第三一回国会において成立した法律の名称は次の通りである。

○特許法

○特許法施行法

○実用新案法

○実用新案法施行法

○意匠法

○意匠法施行法

○商標法

○商標法施行法

○特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

○特許法等の一部を改正する法律

これらの法律のうち基本となるのは特許法、実用新案法、意匠法、商標法の四法であることはいうまでもなく、他は付属的なものである。すなわち、施行法はそれぞれの本法の施行期日および経過措置を定めたものであり、関係法令の

整理に関する法律は特許法等の施行に必要な限度において他法令中の語句ないしは引用条文の数字を読み替えたものである。ただ特許法等の一部を改正する法律のみは異質的なものである。すなわち、この法律は現行の特許法等における特許料および登録料の値上げについて規定したものであり、新法の施行とは直接関係を有しない。したがって、この法律の施行期日のみは他の法律と異なり、昭和三四年四月一日からとされている。

これらの新工業所有権法が制定されるまでにはその審議のために八年以上の歳月が費やされたことを特に述べておきたい。その間の経緯は次の通りである。

まず昭和二五年一月に特許庁の付属機関として工業所有権制度改正審議会が設けられた。同審議会には特許部会（部会長大貝晴彦、商標部会（部会長村瀬直養）、一般部会（部会長兼子一）を設け、実体的な審議は主としてこれらの部会において行なつた。その部会は前後三〇〇回近くにわたつて開催されたのである。この審議会の審議の結論は昭和三一年一二月に工業所有権制度改正審議会答申として通商産業大臣に提出されたのである。政府はこの答申にもとづいてただちに法案作成に取りかかり、昭和三二年夏頃から内閣法制局、法務省その他の関係方面との折衝が始められた。政府としては一応その年の末の通常国会ないしは昭和三三年はじめの休会明けの国会に法案を提出すべく審議を進めたのであるが、審議に予想以上の時日が費やされ、結局一年遅れて昭和三四年二月に提出されたのである。国会における審議は、六月に予定されていた参議院議員の選挙についての配慮などもあつて、参議院先議で行なわれ、引き続き衆議院において審議がなされ、三月二八日可決成立の運びとなつたのである。

#### 説 四 衆参両院における付帯決議

序 現行工業所有権法が参議院および衆議院において可決されるにあつては、それぞれ次に掲げるような付帯決議がなされている。

参議院における付帯決議

説  
政府は特許法等工業所有権に関する新法を施行するに当り、左記の諸点につき具体的実施計画をたて、必要なる経費を早急に確保し、極力その実現に努むべきである。

記

- 一、審査、審判の促進に努め、特に滞積する未処分の出願を一掃するため画期的方途を講ずること。
- 二、審査官、審判官の増員を行ない、併せてその待遇を速やかに改善し有能なる人材の確保に遺憾なきを期すること。
- 三、設備、資料、備品等を充実するとともに、執務環境の改善および執務能率の向上を図ること。

衆議院における付帯決議

政府は、特許法を初め工業所有権に関する新法の制定とともに、特許行政についても画期的改善を加え、特に左記諸点については速やかに方策を樹立するとともに、その早急な実現を図るべきである。

記

- 一、今回の改正による特許料、登録料および手数料の値上げに伴う増収分は、あげて、人員の増加を初め、審査、審判事務の促進のための経費に充当し、出来得れば、補正予算で措置すること。
- 二、累積せる審査、審判件数の一掃につき応急、恒久対策を樹立すること。
- 三、審査官、審判官については、その職務の特殊性ならびに有能な人材確保の困難性に鑑み、妥当適正な特別給与制度を考慮すること。
- 四、工業所有権関係新法の運用に当つては、常に技術の進歩および時代に即応するよう措置すること。  
なお、速やかに弁理士法の根本的改正法案を提出すること。
- 五、特許発明の企業化促進のため、表に対する発明内容の周知に努めるとともに、補助金制度等を拡充強化すること。

## 五 現行法制定後の改正

昭和三五四年四月一日から施行された現行工業所有権法は、その後六一回の一部改正が行なわれて現在に至っている。

○行政事件訴訟法の制定に伴う改正（昭和三七年法律第一四〇号をもつて特許法、実用新案法、意匠法、商標法の一部を改正、同年一〇月一日から施行）

○行政不服審査法の制定に伴う改正（昭和三七年法律第一六一号をもつて特許法、実用新案法、意匠法、商標法の一部を改正、同年一〇月一日から施行）

○登録事務の機械化のための改正（昭和三九年法律第一四八号をもつて特許法、実用新案法、意匠法、商標法の一部を改正、同四〇年一月一日から施行）

○リスボンで改正されたパリ条約への加入に伴う改正（昭和四〇年法律第八一号をもつて特許法、実用新案法、商標法の一部を改正、同年八月二日から施行）

○審議会の統合に伴う改正（昭和四一年法律第九八号をもつて特許法の一部を改正、同年七月一日から施行）

○執行官法の制定に伴う改正（昭和四一年法律第一一一号をもつて特許法の一部を改正、同年一二月三一日から施行）

○出願審査請求制度、出願公開制度、審査前置制度等の採用に伴う改正（昭和四五年法律第九一号をもつて特許法、実用新案法、意匠法、商標法の一部を改正、同四六年一月一日から施行）

○民事訴訟費用等に関する法律の制定に伴う改正（昭和四六年四月六日法律第四二号をもつて特許法の一部を改正）

序 説  
○許可、認可等の整理に伴う改正（昭和四六年六月一日法律第九六号をもつて特許法、実用新案法、意匠法の一部を改正）

説  
序

- 国民の祝日に関する法律の一部改正に伴う改正（昭和四八年四月一日法律第一〇号をもって特許法の一部を改正）
- 物質特許制度および多項制の採用、登録商標の使用義務の強化等に伴う改正（昭和五〇年法律第四六号をもって特許法、実用新案法、意匠法、商標法の一部を改正、特許料、登録料および手数料の改正規定は同年五月二五日から施行、ストックホルムで改正されたパリ条約への加入に伴う改正規定は同年一〇月一日から施行、商標権の存続期間の更新登録出願に係る登録商標の使用状況の審査を行うことに伴う改正規定は同五三年六月二五日から施行、その他の改正規定は同五一年一月一日から施行）
- 各種手数料の改定に伴う改正（昭和五三年法律第二七号をもって特許法、実用新案法、意匠法、商標法の一部を改正、手数料の改正規定は同年四月二四日から施行、特許料および登録料の改正規定は同年五月一日から施行）
- 特許協力条約への加盟に伴う新法の制定および改正（昭和五三年法律第三〇号をもって特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の制定および同法附則による特許法、実用新案法および意匠法の一部を改正、同年一〇月一日から施行）
- 農産種苗法の一部改正に伴う改正（昭和五三年法律第八九号附則をもって商標法の一部を改正、同年七月一〇日から施行）
- 各種手数料の改定に伴う改正（昭和五六年法律第四五号をもって特許法、実用新案法、意匠法、商標法の一部を改正、特許料、登録料および手数料の改正規定は同年六月一日から施行）
- 民事訴訟法等の一部改正に伴う改正（昭和五七年法律第八三号をもって特許法の一部を改正）
- 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴う改正（昭和五八年一月一六日法律第七八号をもって特許法の一部を改正、同五九年七月一日から施行）
- 各種手数料の改定等に伴う改正（昭和五九年法律第二三号をもって特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び特許協

力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部を改正、特許料、登録料及び手数料の改正規定は同年八月一日から施行（行）

○特許特別会計法の制定に伴う改正（昭和五十九年法律第二四号をもつて特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部を改正、同年七月一日から施行）

○特許協力条約の規定の変更、優先権制度の導入及び国際出願について欧州特許庁による国際調査等を行ないうる制度の採用に伴う改正（昭和六〇年法律第四一号をもつて特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部を改正、同年十一月一日から施行、国際出願法の改正規定は同年一〇月一日から施行）

○多項制の改善、特許権の存続期間の延長制度の創設、優先権証明書の提出期限の延長、異議申立期間の延長、無効審判の除斥期間の廃止、国際出願の翻訳文の提出期限の延長、審判請求の取下時期の弾力化及び各種手数料の改定に伴う改正（昭和六二年法律第二七号をもつて特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の一部を改正、優先権証明書の提出期限、無効審判の除斥期間の廃止、各種手数料の改正及び審判請求の取下時期の弾力化に伴う改正規定は同年六月一日から施行、国際出願の翻訳文の提出期限の延長に伴う改正規定は同年一月二日八日から施行、その他の改正規定は同六三年一月一日から施行）

○行政機関の休日に関する法律の制定に伴う改正（昭和六三年法律第九一号をもつて特許法の一部を改正、同六四年一月一日から施行）

説  
序  
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の制定並びに同法の制定及び要約書の採用に伴う改正（平成二年法律第三〇号をもつて工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の制定並びに同法附則による特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の一部を改正、同年一月二日一日から施行、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定の

説  
序

うち予納、指定情報処理機関及び指定調査機関に係る規定の一部は同年九月一二日から施行)

○サービスマーク登録制度の導入及び商標権の存続期間の更新登録出願をなし得る期間の拡大に伴う改正(平成三年法律第六五号をもって商標法の一部を改正、平成四年四月一日から施行、役務に係る商標登録出願についての出願時の特例等及び商標権の侵害に関する改正規定は同年一〇月一日から施行)

○補正の範囲の適正化、審判制度の簡素化、早期保護の実現及び各種手数料の改定に伴う改正(平成五年法律第二六号をもって特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を改正、手数料等の改定に伴う改正規定については、同年七月一日から施行、その他の改正規定は、同六年一月一日から施行)

○不正競争防止法の改正に伴う改正(平成五年法律第四七号附則をもって平成三年改正法附則の一部を改正、同六年五月一日から施行)

○行政手続法の制定に伴う改正(平成五年法律第八九号をもって特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を改正、同六年一〇月一日から施行)

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の加入に伴う改正及び外国語書面による出願制度の創設、特許付与後異議申立制度の採用、特許権の回復制度の採用に伴う改正(平成六年法律第一一六号をもって特許法、実用新案法、意匠法、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を改正、同七年七月一日から施行、特許付与後異議申立制度の創設に関する改正規定は同八年一月一日から施行)

○刑法の一部改正に伴う改正(平成七年法律第九一号附則をもって特許法、実用新案法、意匠法の一部を改正、同年六月一日から施行)

○商標法条約への加入に伴う改正並びに不使用取消審判制度の改善、連合商標制度の廃止、異議申立制度の登録後への

移行、標準文字制度の採用、周知商標保護強化のための不登録事由の追加、立体商標制度の創設、団体商標制度の明確化、商標登録料分割納付制度の採用、現金納付制度の導入、指定商品書換制度の創設及び商標権侵害罪に係る法人重課の適用等に伴う改正（平成八年法律第六八号をもって、商標法、特許法、実用新案法、意匠法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律及び平成三年改正法附則の一部を改正、現金納付制度の導入に関連する改正規定は同八年一〇月一日から施行、指定商品書換制度の創設に関連する改正規定は同一〇年四月一日から施行、その他の改正規定は同九年四月一日から施行）

○民事訴訟法の改正に伴う改正（平成八年法律第一一〇号をもって、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を改正、代理権の証明に関連する改正規定は同一〇年四月一日から施行、その他の改正規定は同年一月一日から施行）

○損害賠償制度見直し、意匠制度の見直し、ペーパーレスシステムの意匠・商標への拡大、特許料の引下げ、国と国外の民間等の者の特許権等の共有に係る特許料等の減免等に伴う改正（平成一〇年法律第五一号をもって、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部を改正、特許料の引下げに関連する改正規定は同年六月一日から施行、国と国以外の民間等の者の特許権等の共有に係る特許料等の減免に関連する改正規定は、同一一年四月一日から施行、ペーパーレスシステムの意匠・商標への拡大に関連する改正規定は同一二年一月一日から施行、その他の改正規定は同一一年一月一日から施行）

説  
序  
○種苗法の改正に伴う改正（平成一〇年法律第八三号附則をもって、商標法の一部を改正、同年一二月二四日から施行）

○審査請求期間の短縮、特許権等の侵害に対する救済措置の整備、特許権の存続期間の延長登録出願の見直し、特許出

説  
序

願人の請求による早期出願公開の導入、マドリッド協定の議定書の実施、特許料等の引下げ等に伴う改正（平成一一年法律第四一号をもって、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を改正、特許料の引下げ等に関連する改正規定は同年六月一日から施行、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の実施に関する規定は同一二年三月一日から施行、電子情報処理組織を使用して行う国際登録に係る商標原簿の閲覧に関する規定は同一三年一月一日から施行、出願審査の請求期間の短縮等の規定は同年一〇月一日から施行、その他の改正規定は同一二年一月一日から施行）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律の制定に伴う改正（平成一一年法律第四三号をもって、特許法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を改正、同一三年四月一日から施行）

○民法の改正に伴う改正（平成一一年法律第一五一号をもって特許法の一部を改正、同一二年四月一日から施行）

○中央省庁等の改革に伴う改正（平成一一年法律第一六〇号をもって、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部を改正、同一三年一月六日から施行）

○独立行政法人の業務実施の円滑化等に伴う改正（平成一一年法律第二二〇号及び附則をもって、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部を改正、同一三年一月六日から施行）

○不正競争防止法の改正に伴う改正（平成一三年法律第八一号をもって商標法の一部を改正、同一三年一二月二五日から施行）

○民事訴訟法の改正に伴う改正（平成一三年法律第九六号附則をもって特許法の一部を改正、同一三年一二月一日から施行）

○発明についての実施の定義の見直し、特許権等の侵害とみなす行為の見直し、明細書からの請求の範囲の分離、文献告知発明に係る情報の開示に関する制度の導入、国際特許出願に係る手続の整備、標章についての使用の定義の見直し、マドリッド協定の議定書に規定する国際登録に係る手続の整備等に伴う改正（平成一四年四月一七日法律第二四号をもって特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の一部を改正、発明の実施行為の改正、先行技術文献開示規定、国際特許出願の国内書面提出期間延長、国際特許出願の翻訳文提出期限延長については同年九月一日から施行、間接侵害に係る改正規定については同一五年一月一日から、その他については同一五年七月一日から施行）

○民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に伴う改正（平成一四年法律第一〇〇号をもって特許法の一部を改正、同一五年四月一日から施行）

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に伴う改正（平成一四年法律第一五二号をもって工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を改正、同一五年一〇月一日から施行）

○不正競争防止法の改正に伴う改正（平成一四年法律第四六号附則をもって商標法の一部を改正、同一六年一月一日から施行）

序 説

○特許料の引下げ等、特許出願の取下げ等があったときに出願審査の請求の手数料の一部を返還する制度の導入、特許料等の減免措置の見直し、特許異議の申立ての廃止及び特許無効審判を請求することができる者の範囲の拡大、訂正審判を請求することができる期間の制限等、特許無効審判における審判の請求書の理由の方式及びその要旨変更の許可の要件の明確化、特許無効審判の審決取消訴訟において特許庁長官の意見を求める制度等の導入、特許無効審判の審決取消し決定制度の導入、特許制度の国際的調和（平成一五年五月二三日法律第四七号をもって特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部を改正、特許料の引き下げ等、特許出願の取下げ等あった時に出願審査の請求の手数料の一部を返

説  
序

還する制度の導入、特許料等の減免措置の見直しに關係した改正規定については同一六年四月一日から、その他の改正規定については、同一六年一月一日から施行)

○行政機関の保有する個人情報保護の法律等の施行に伴う関係法律の整備等に伴う改正(平成一五年法律第六一号をもって特許法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を改正、同一七年四月一日から施行)

○民事訴訟法等の改正に伴う改正(平成一五年七月一六日法律第一〇八号をもって特許法及び実用新案法の一部を改正、同一六年四月一日から施行)

○破産法の施行に伴う関係法律の整備等に伴う改正(平成一六年法律第七六号をもって特許法の一部を改正、同一七年一月一日から施行)

○指定調査機関制度の見直し、特定登録調査機関制度の導入、電子情報処理組織を使用した公報の発行、見込額への加算による特許料等の返還、実用新案登録に基づく特許出願制度の導入、実用新案権の存続期間の延長、訂正の許容範囲の拡大、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務の拡大、職務発明規定の見直し(平成一六年六月四日法律第七九号をもって特許法、実用新案法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を改正、見込額への加算による特許料返還については同日から、指定機関制度の見直し及び独立行政法人工業所有権総合情報館の業務拡大については、同年一〇月一日から、その他の改正規定については、同一七年四月一日から施行)

○行政事件訴訟法の改正に伴う改正(平成一六年法律第八四号附則をもって特許法の一部を改正、同一七年四月一日から施行)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に伴う改正(平成一六年六月一八日法律第一一二号附則をもって商標法の一部を改正、同一六年九月一七日から施行)

説 序

○裁判所法等の改正に伴う改正（平成一六年法律第一二〇号をもって特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の一部を改正、同一七年四月一日から施行）

○民法の改正に伴う改正（平成一六年法律第一四七号をもって特許法及び商標法の一部を改正、同一七年四月一日から施行）

○地域団体商標の登録要件、地域団体商標に係る商標権の移転、専用使用権の設定、先使用による商標の使用をする権利、地域団体商標に係る商標登録異議の申立て、商標登録の無効の審判（平成一七年六月一五日法律第五六号をもって商標法の一部を改正、同一八年四月一日から施行）

○不正競争防止法の改正に伴う改正（平成一七年法律六月二九日第七五号をもって特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の一部を改正、同一七年二月一日から施行）

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等の改正に伴う改正（平成一七年七月二六日法律第八七号をもって工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を改正、同一八年五月一日から施行）

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等の改正に伴う改正（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号をもって特許法の一部を改正、同一九年一〇月一日から施行）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に伴う改正（平成一八年六月二日法律第五〇号をもって商標法の一部を改正、平成二〇年一二月一日から施行）

○意匠の定義の見直し、意匠権等の効力の拡大、意匠登録要件の見直し、新規性喪失の例外の適用に係る証明書提出期間の延長、関連意匠制度の見直し、秘密意匠の請求時期の追加、意匠権の存続期間の延長、意匠の類似の範囲の明確化、意匠権等の侵害とみなす行為の見直し、罰則の見直し、補正制度の見直し、分割出願制度の見直し、外国語書面

序 説

出願の翻訳文提出期間の延長、小売及び卸売の業務に係る商標の保護、団体商標の主体の見直し（平成一八年六月七日法律第五五号をもって意匠法、特許法、実用新案法及び商標法の一部を改正、罰則の見直しに關係した改正規定は同一九年一月一日から、その他の改正規定は同一九年四月一日から施行）

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等の改正に伴う改正（平成一八年二月一五日法律第一〇九号をもって特許法の一部を改正、同一九年九月三〇日から施行）

○通常実施権等登録制度の見直し、拒絶査定不服審判請求期間等の見直し、優先権主張に係る書類の電磁的交換の対象国の拡大、特許料等の引下げ、料金納付に係る口座振替制度の導入（平成二〇年四月一八日法律第一六号をもって同法中改正、特許料等の引下げに關係した規定は平成二〇年六月一日から、料金納付に係る口座振替制度の導入に關係した規定は平成二二年一月一日から、その他の改正規定については平成二二年四月一日から施行）